

労災保険財政について

令和5年1月13日 労災保険財政懇談会資料

労働者災害補償保険制度について

背景・趣旨

- 労災保険は、労働者の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としているもの。
- 労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、この責任は免除され、労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしているもの。

概要・仕組み

- 労働者災害補償保険法により、労働者を使用するすべての事業に適用。
- 費用は、原則として事業主の負担する保険料によって賄われ、労働保険特別会計労災勘定によって経理。

〔主な保険給付〕

- 療養(補償)給付、複数事業労働者療養給付・・・必要な療養を給付
 - 休業(補償)給付、複数事業労働者休業給付・・・休業1日につき給付基礎日額(※1)の60%を支給
 - 障害(補償)給付、複数事業労働者障害給付・・・障害が残った場合に年金又は一時金を支給
 - 遺族(補償)給付、複数事業労働者遺族給付・・・遺族に対し年金又は一時金を支給
- } ※2

※1: 給付基礎日額・・・原則として、給付事由発生日以前の直近3か月の平均賃金

※2: 上乗せとして、特別支給金が支給される場合があり、休業特別支給金では休業1日につき給付基礎日額の20%を支給

〔社会復帰促進等事業の概要〕

- 社会復帰促進事業・・・特定疾病アフターケアの実施、義肢・車いす等の支給等
- 被災労働者等援護事業・・・被災労働者に対する介護の実施、労災就学等援護費の支給等
- 安全衛生確保等事業・・・第三次産業労働災害防止対策支援事業、産業保険活動総合支援事業費補助金、未払賃金の立替払事業、働き方改革推進支援助成金等

基本データ

- | | | |
|-------------------------------|------------|------------------|
| ○適用事業数(労災のみ) 約295万事業場(令和3年度末) | ○適用労働者数 | 約6,134万人(令和2年度末) |
| ○新規受給者数 678,604人(令和3年度) | ○年金受給者数 | 199,859人(令和3年度末) |
| ○保険料収入 8,506億円(令和3年度) | ○保険料収納率 | 98.8%(令和3年度) |
| ○保険給付等 8,138億円(令和3年度決算額) | ○社会復帰促進等事業 | 747億円(令和3年度決算額) |

労災保険給付の主な内容

療養(補償)等給付

(2,484億円)

被災労働者が傷病を受けたことによる損害を填補するもの。

休業(補償)等給付

(955億円)

被災労働者がその受けた傷病の治療のために労働することができず、そのために収入を得られなかったことによる日々の損害を填補するもの。

傷病(補償)等年金

(115億円)

被災労働者がその受けた傷病により一定の障害の状態にあり、その結果労働能力を喪失したことによる損害を填補するもの。

障害(補償)等給付

(年金1,259億円、前払一時金5億円、
一時金296億円)

被災労働者がその受けた傷病の治療後において身体に障害を残し、その結果、将来に向かって労働能力の全部又は一部を喪失し、そのために収入を得られなくなったことによる損害を填補するもの。

遺族(補償)等給付

(年金1,814億円、前払一時金20億円、
一時金70億円)

被災労働者が死亡したために将来に向かってその者から扶養を受けられなくなったことによる損害を填補するもの。

※()内は令和3年度の支払実績

労災保険経済概況

(単位:億円)

区 分	29年度 (決算)	30年度 (決算)	元年度 (決算)	2年度 (決算)	3年度 (決算)
① 収 入	12,177	11,705	12,036	12,332	11,746
うち 保 険 料 収 納 額	8,686	8,249	8,621	8,972	8,503
うち 利 子 収 入	1,286	1,256	1,203	1,118	1,061
うち 前年度より受入(支払備金等)	1,980	1,989	1,977	2,000	1,933
② 支 出	11,999	12,151	12,467	12,253	11,885
うち 保 険 給 付 費 等	8,317	8,396	8,496	8,243	8,138
うち 社 会 復 帰 促 進 等 事 業 費	642	662	802	907	747
うち 翌年度への繰越額(支払備金等)	1,989	1,977	2,000	1,933	1,904
決 算 上 の 収 支	178	△ 446	△ 431	79	△ 139
積 立 金 累 計 額	79,117	78,670	78,239	78,318	78,180

注) 1 労災保険の積立金は、保険給付費等に充てるために必要な金額を積み立てているものである。

2 収入には、事業主が負担する労災保険料のほか、積立金等の運用収入、支払備金等の前年度からの受入金等が含まれている。

3 支出には、保険給付費等の当年度歳出額のほか、翌年度へ繰越される支払備金等が含まれている。

4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数においては合計と一致していないものがある。

労災保険の積立金・責任準備金について

積立金について

- 積立金は保険給付に必要な金額を積み立てているものであり、労災保険には、**将来にわたって長期間の給付を行う年金給付**（傷病（補償）等年金、障害（補償）等年金、遺族（補償）等年金）があることから、**その原資を積立金として保有**。
- 年金給付に必要な額をあらかじめ積立金として保有することの利点
 - 過去の災害に起因する年金給付を、将来の保険料率にしわ寄せせずに済むことにより、保険料負担の公平性が図られる。また、事業主の災害防止活動等により災害が減ると、減った分に応じて保険料負担を減らすこと（保険料率の引き下げ）ができる。
 - 積立金の財政融資資金への預託による利子収入を、年金給付の財源に充てることができる。
- 令和3年度末の**積立金の額** : **7兆8,180億円** ※ 概ね責任準備金に見合った積立金を保有

責任準備金について

- 責任準備金の額は、現に年金給付を受けている被災者又は遺族に対し、将来支払うこととなる年金給付総額の現在価値を、保険数理に基づいて算出したものである。
- 令和3年度末における**責任準備金の額** : **7兆3,539億円**

※ 責任準備金の規模感を概算で把握する場合は、以下のようにイメージするとわかりやすい。

年金受給者数（約20万人）×平均年金額（約200万円）×平均残存受給期間（約20年）＝約8兆円

労災保険の積立金について

労 災 勘 定

積 立 金 明 細 表 (平成 29 年度から令和 3 年度まで各年度末現在)

区 分	令和 3 年度(円)	令和 2 年度(円)	令和元年度(円)	平成30年度(円)	平成29年度(円)	対 前 年 度 比 較 の 差			
						令和 3 年度(円)	令和 2 年度(円)	令和元年度(円)	平成 30 年度(円)
積 立 金	7,831,849,202,813	7,823,941,116,552	7,867,023,755,186	7,911,666,799,006	7,893,829,732,715	増 7,908,086,261	減 43,082,638,634	減 44,643,043,820	増 17,837,066,291
繰 替 使 用 中	0	0	0	25,000,000,000	0	0	0	減 25,000,000,000	増 25,000,000,000
財政融資資金預託金	7,831,849,202,813	7,823,941,116,552	7,867,023,755,186	7,886,666,799,006	7,893,829,732,715	増 7,908,086,261	減 43,082,638,634	減 19,643,043,820	減 7,162,933,709
約定期間 1 月以上 3 月未満	210,000,000,000	495,316,352,383	126,442,034,837	160,000,000,000	170,000,000,000	減 285,316,352,383	増 368,874,317,546	減 33,557,965,163	減 10,000,000,000
約定期間 3 月以上 1 年未満	97,908,086,261	0	161,956,956,180	148,042,034,837	163,042,034,837	増 97,908,086,261	減 161,956,956,180	増 13,914,921,343	減 15,000,000,000
約定期間 7 年以上	7,523,941,116,552	7,328,624,764,169	7,578,624,764,169	7,578,624,764,169	7,560,787,697,878	増 195,316,352,383	減 250,000,000,000	0	増 17,837,066,291

- (注) 1 本年度決算の結果、翌年度において積立金から補足すべき額が 13,885,423,471 円ある。
- 2 労働保険特別会計労災勘定においては、法第 103 条第 1 項の規定により「労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費(特別支給金に充てるためのものに限る。)に充てるために必要な金額」を積立金として積み立てることとしており、労災年金債務の履行等に充てるために必要な金額を勘案して、将来の給付等のため、徴収勘定から繰り入れられた労働保険料の一部を積立金として積み立てることとしている。
- なお、令和 3 年度末における必要な積立金は、7,353,869,831,110 円である。

【令和3年度 労働保険特別会計決算参照書より】

(参照条文)

特別会計に関する法律 第103条第 1 項

労災勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、当該剰余金のうち、労災保険事業の保険給付費及び社会復帰促進等事業費(特別支給金に充てるためのものに限る。第五項において同じ。)に充てるために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

労災保険の責任準備金について

労 災 勘 定

【令和2年度特別会計財務書類より抜粋】

貸 借 対 照 表

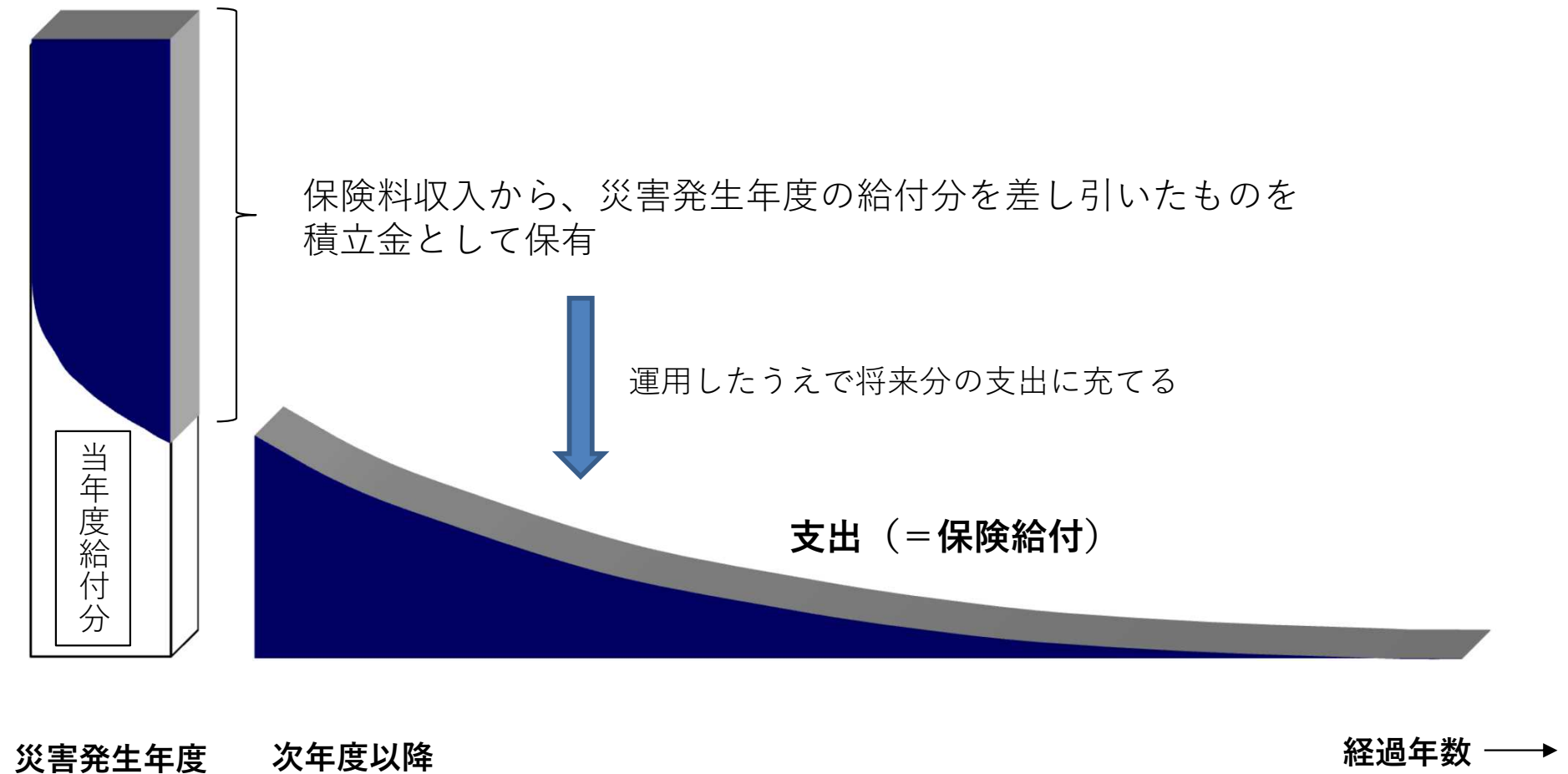
(単位：百万円)

	前会計年度 (令和2年 3月31日)	本会計年度 (令和3年 3月31日)		前会計年度 (令和2年 3月31日)	本会計年度 (令和3年 3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	8,023,968	8,025,099	未払金	36	30
未収金	77,423	47,498	支払備金	174,954	169,004
未収収益	27,457	25,348	未経過保険料	23,652	22,552
前払金	9,187	14,125	賞与引当金	1,647	1,607
前払費用	8	5	<u>責任準備金</u>	<u>7,634,381</u>	<u>7,504,805</u>
貸倒引当金△	17,937	△ 21,243	退職給付引当金	27,043	26,738
有形固定資産	56,790	55,475	他会計繰入未済金	1,308	1,096
国有財産(公共用 財産を除く)	54,526	53,551			
土地	21,945	22,519			
立木竹	299	239			
建物	26,789	25,856			
工作物	5,492	4,914			
建設仮勘定	—	22			
物品	2,263	1,923	負債合計	7,863,025	7,725,835
無形固定資産	10,977	10,949	<資産・負債差額の部>		
出資金	251,387	277,584	資産・負債差額	576,237	709,009
資産合計	8,439,263	8,434,844	負債及び資産・ 負債差額合計	8,439,263	8,434,844

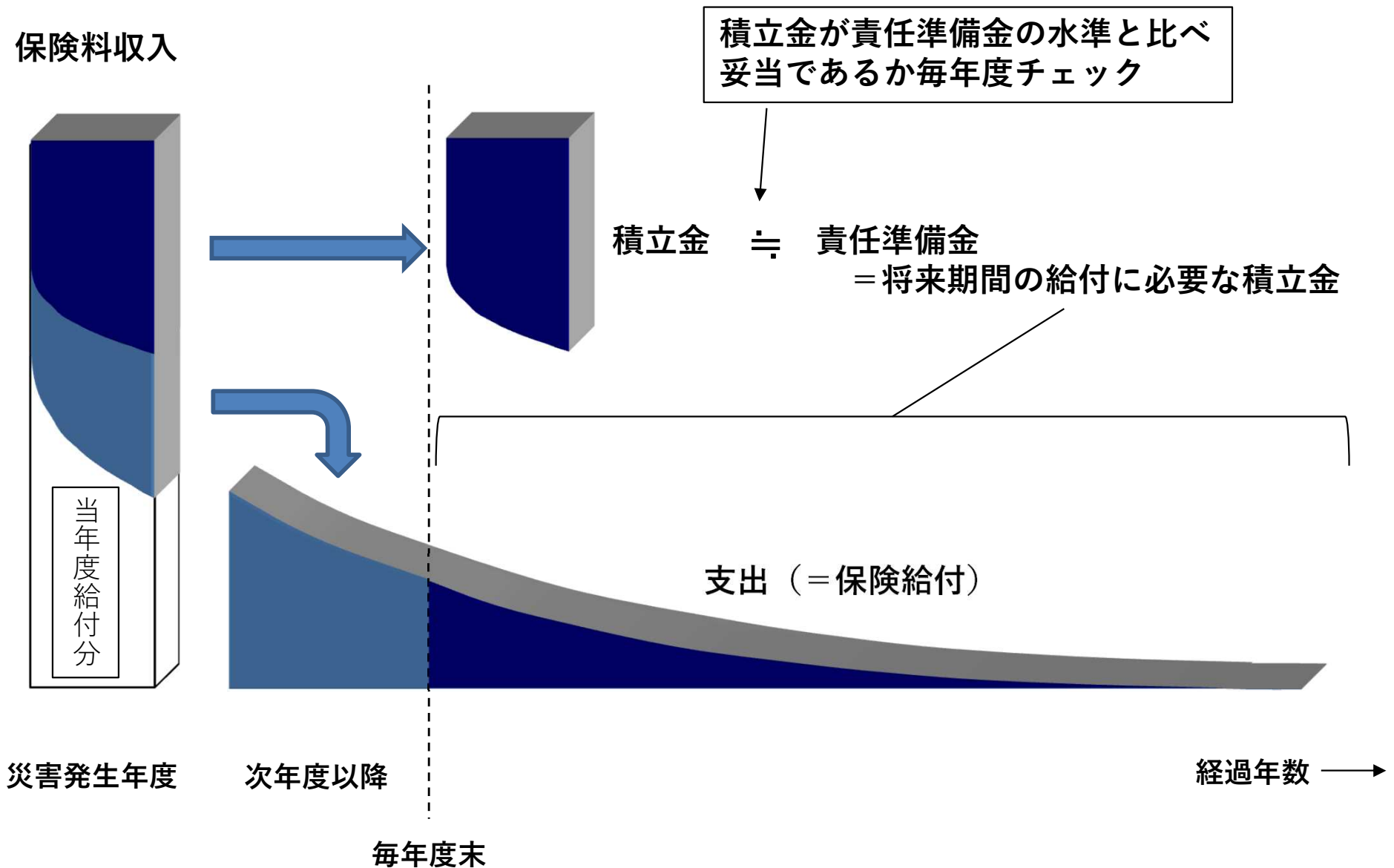
・「責任準備金」には、労災年金債務の履行に要する責任準備金を充足賦課方式により計上している。

(参考) 充足賦課方式の考え方

保険料収入：災害発生時点の事業主集団から将来の給付分も含めて保険料で徴収（=充足賦課方式）



(参考) 責任準備金の考え方



※ 実際の責任準備金は、全ての災害発生年度別の金額を合計したもの

※ 積立金は、運用収入や保険給付以外の収入や支出も加味される。

令和3年12月9日 行政改革推進会議 「特別会計に関する検討の結果のとりまとめ」(抄)

○労働保険特別会計（所管府省：厚生労働省）

労働保険特別会計は、昭和22年に失業保険事業等の経理を明確化するため設置された失業保険特別会計及び労働者災害補償特別会計が、昭和47年に一元化され設置されたものである。さらに、昭和50年から従来の失業保険制度に代わり、失業補償機能を発展的に継承するとともに、雇用構造の改善等雇用に関する総合的機能を有する雇用保険制度が新設された。

本特別会計では、労災保険事業を経理する労災勘定、雇用保険事業を経理する雇用勘定及び労働保険料の徴収に係る業務を経理する徴収勘定の3勘定に区分されている。

労災勘定は、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）に基づき、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）に定める使用者の災害補償責任を担保するため、労災保険事業として、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等のうち、業務上の事由等により生じたものに必要な保険給付を行うとともに、被災労働者の社会復帰の促進等を図るための社会復帰促進等事業を行っている。

本勘定は、労災保険事業が事業主から徴収している保険料により行われることから、その受益と負担の関係の明確化や適正な保険料率の設定を可能とするため、一般会計や他勘定と区分して経理する必要がある。

本勘定は、労災年金債務の履行に必要な原資（責任準備金）の財源として積立てを行っているが、責任準備金の算出根拠となる賃金上昇率や運用利回りについては、設定値と実績値とが乖離していることから、妥当性について検証を行うとともに、その適正水準について引き続き検討する必要がある

（以下略）